

基本構想答申素案に定義した整備方針ごとの面積積み上げ表

基本構想答申素案に定義した整備方針				1. 各基準等にもとづく算定方法 (1)～(4)				2. 機能ごとに算定方法を採用した事務局想定面積						
役割	基本方針	機能	整備方針	(1)	(2)		(3)		(4)		B案(本庁舎建替+分庁舎建替)		C・D案(一括移転)	
				現状 面積	現在の状況および課題等を考慮した必要面積 考え方 面積		国基準 考え方 面積		類似人口規模の他市平均 考え方 面積		(1)～(4)のうち 採用した算定方法 面積 本庁舎 分庁舎		(1)～(4)のうち 採用した算定方法 面積	
I 市民 サービス	1. 利用し やすい 庁舎	①ワンストップ サービス窓口 (総合窓口)	○ワンフロアに窓口を集約して配置する『ワンフロア集約型の総合窓口』を導入する。 ○利用の多い証明書を一元化して発行できる『証明書発行専用窓口』の設置を検討する。	— (共用部分に含)	①市民課、国保年金、福祉関係 ・総合窓口、ローカウンター窓口を配置 ②証明書発行窓口 ・住民票や税証明などの発行窓口を新設	【総務省】 ⑩会議室面積を含む	【人口比】 平均12.6㎡/万人	(2)必要面積	(2)必要面積 ※移転により、ワンフロアを広くすることができるため、福祉関係の2課をさらに配置することができ、必要面積も+20㎡となっている					
		②待合スペース	○総合窓口には、窓口の集約に対応したゆとりある待合スペースを整備する。	143	①市民課 ・ピーク時の来客者数÷現状の待合席数⇒ストレスのない待合空間 ②国保年金、高齢・障害・児童福祉 ・総合窓口を集約して配置するため、この利用者の待合席も確保必要	同上	【人口比】 平均14.3㎡/万人	(2)必要面積	(2)必要面積					
		③相談室	○プライバシーに配慮された共用の個室相談室を設置するとともに、主に相談を行う部署が配置された低層階には専用の相談室を確保する。	153	①市民相談、生活保護、高齢・障害・児童福祉、税等の相談系部署の相談室 ②その他共用相談室	同上	【人口比】 平均4.8㎡/万人	(2)必要面積 ※庁舎の分散により重複設置(分庁舎は共有相談室各階1カ所設置)	(2)必要面積					
	2. 人にや さしい 庁舎	⑤共用部分 (廊下、階段、エレベーター) (ロビー)	○通路等の共有部分は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の「誘導基準」以上を目指した幅や機能を確保する。	4,676	○法誘導基準にもとづく廊下幅等の確保 ・現庁舎の共有部分割合(22.6%)を1.3倍に拡充⇒庁舎面積×29.4%	【総務省】 議会をのぞく各室面積の40%	【職員比】 平均5.7㎡/人	(2)必要面積	(2)必要面積					
				111	○職員増に対応して拡大 ・現状で不足ないが、本庁舎勤務職員の増大分拡張する(1,300人→1,600人=1.2倍)	同上	【総務省】 ⑩会議室面積を含む	【人口比】 平均2.4㎡/万人	(1)現状同等 ※庁舎の分散により重複設置(分庁舎は本庁舎の1/2で想定)	(1)現状同等				
		⑥トイレ	○ユニバーサルデザインの考え方に基づいた『誰でもトイレ』を、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の「誘導基準」以上を目指し設置する。	7	○法誘導基準にもとづく各階1カ所設置	【総務省】 ⑩会議室面積を含む	【人口比】 平均2.4㎡/万人	(2)必要面積 ※庁舎の分散により重複設置	(2)必要面積					
		607	○各階設置	同上	【人口比】 平均23.7㎡/万人	(2)必要面積 ※庁舎の分散により重複設置(分庁舎は各階2カ所設置)	(2)必要面積							
	⑦授乳室、キッズスペース	○子育て関連の窓口に併設して、授乳室・キッズスペースを設置する。	77	○現在の施設を踏襲 ・来庁者のほか、地域住民の自由な利用を考慮し、現八幡分庁舎1階の『親子つどいの広場』相当の規模を確保	同上	【人口比】 平均3.5㎡/万人	(1)現状同等 現状で自由利用を含めたスペースの確保ができているため	(1)現状同等 現状で自由利用を含めたスペースの確保ができているため						
	3. 親しま れる庁 舎	⑧多目的 スペース 市民活動 支援スペース	○一時的に広いスペースを要する行政事務やイベントに利用できる多目的スペースを設置する。 ○打ち合わせコーナーや印刷機等の機材が設置された市民活動支援スペースを設置する。	0	○事例を参考にしながら必要面積を算定 ・現状の庁舎にない施設のため、他市事例と同等規模を必要面積とする	(基準なしのため必要最大で考慮)	【人口比】 平均13.4㎡/万人	(4)他市平均 現状の庁舎にない施設のため、他市事例と同等規模を必要面積とする	(4)他市平均 現状の庁舎にない施設のため、他市事例と同等規模を必要面積とする					
		⑨食堂・売店	○市民が利用しやすい食堂の設置を検討する。	411	○職員増に対応して拡大 ・現状で不足ないが、本庁舎勤務職員の増大分拡張する(1,300人→1,600人=1.2倍)	【総務省】 ⑩会議室面積を含む	【職員比】 平均0.37㎡/人	(1)現状同等 現状同等の規模において諸室の機能向上を図る	(1)現状同等 現状同等の規模において諸室の機能向上を図る					
○売店は、コンビニエンスストアの誘致を含めて検討する。														
⑩総合情報 コーナー	○市政や地域活動の情報を紹介する『総合情報コーナー』を設置する。	— (庁舎外の760㎡)	○必要スペースが確保されており、現状で不足なし	同上	【人口比】 平均2.5㎡/万人	(1)現状同等 現状で不足ないため	(1)現状同等 現状で不足ないため							

基本構想答申素案に定義した整備方針				1. 各基準等にもとづく算定方法 (1)～(4)				2. 機能ごとに算定方法を採用した事務局想定面積						
役割	基本方針	機能	整備方針	(1)	(2)		(3)		(4)		B案(本庁舎建替+分庁舎建替)		C・D案(一括移転)	
				現状 面積	現在の状況および課題等を考慮した必要面積 考え方 面積		国基準 考え方 面積		類似人口規模の他市平均 考え方 面積		(1)～(4)のうち 採用した算定方法	面積 本庁舎 分庁舎		(1)～(4)のうち 採用した算定方法
		⑪議場等	○ 議場は、議員定数に応じた規模を確保する。 ○ 委員会室は、常任委員会が同時開催できる必要な室数を確保する。 ○ 議員控室は、議員数や会派の増減に対応できる柔軟な構造とし、議長室等、議会活動に必要な諸室について整備を行う。	1,256 480 884	○ 必要な諸室・スペースが確保されており、現状で不足なし		【総務省】 議員あたり35㎡ 35㎡×42人(議員)		【議員比】 平均11.6㎡/人 【議員比】 平均12.7㎡/人 【議員比】 平均15.7㎡/人			(1)現状同等 現状同等の規模において諸室の機能向上を図る		
II 行政事務	4. 機能的・効率的な庁舎	⑫執務室	○ 執務空間は、国基準に準じたスペースを確保する。 ○ 執務空間には、各課の間に間仕切りは設けず、机や椅子等の什器類のサイズ・配置と執務室のレイアウトを統一化した、引越し経費の削減にも効果のあるユニバーサル・フロアを導入する。	8,008	○ 国基準と現状の双方を考慮 ・一般職については国基準(4.5㎡/人)を一律確保、役職者については現状同等を必要面積とする		【総務省】 一般職員 1人あたり4.5㎡ 特別職(20人分) 部次長(9人分) 課長(5人分)を加算		【職員比】 平均7.0㎡/人		(2)必要面積		(2)必要面積	
		⑬打合せ等共有スペース	○ 日常的に必要な打ち合せや作業、OA機器が設置できる共有スペースを配置する。	— (執務室に含)	① 執務室内の打合せスペース等 ・現状23課26ヵ所(平均3課に1ヵ所程度)配置 ② コピー機の設置 ・現状、2課で1ヵ所程度配置 ①と②をあわせ、2課で1ヵ所の共有スペース(20㎡/ヵ所)を確保		【総務省】 ⑬会議室面積に含む				(2)必要面積		(2)必要面積	
		⑭会議室	○ 現在の不足状況を解消できる数を確保した、全庁共用の会議室を配置する。	1,019	○ 現状会議室(9室・480㎡)の予約状況より ・6室は自由利用で、倍率は1.1～1.3倍 ・3室は固定用務で、ほぼ専有 ⇒突発的な利用に対応できるよう、部屋数を2倍に増設、研修室を含めて、21室を整備		【総務省】 会議室ほか、諸室の面積として、職員あたり7㎡ ※この面積にトイレ、給湯室等の諸室含む		【職員比】 平均1.0㎡/人		(2)必要面積		(2)必要面積	
		⑮倉庫・書庫	○ 全庁共用の書庫・備品倉庫等を配置するとともに、法令等に基づく保管文書等については、専用の保管スペースを確保する。	656	①現在の保管文書量より [] ②新庁舎の保管文書量(想定) ・本庁舎勤務職員の増大分拡張する(1,300人→1,600人=1.2倍) []		【総務省】 執務室面積の13% 11,174㎡×13%		【職員比】 平均0.8㎡/人		(その他) 必要面積に対し、文書量を20%程度削減して確保 1320㎡×80%≒1,000㎡		(その他) 必要面積に対し、文書量を20%程度削減して確保 1320㎡×80%≒1,000㎡	
		⑯情報管理室	○ 本庁舎庁内で個別に管理されているサーバをすべて情報管理室により集中管理する。	287	○ 現在の施設を踏襲 ・今後システムの整理が進められることが想定され、現状が必要面積と想定できる		(基準なしのため必要最大で考慮)		【職員比】 平均0.1㎡/人		(1)現状同等		(1)現状同等	
III 防災拠点	5. 安心安全な庁舎	⑰災害対策本部室	○ 緊急時に迅速かつスムーズに支援活動が開始できるよう、『災害対応事務局開設室』と『災害対策本部会議室』を常設で設置する。	83	○ 所管課要望の最大面積 ・災害対策本部室のほか、関係諸室を一体整備するために必要な面積		(基準なしのため必要最大で考慮)		【職員比】 平均0.3㎡/人		(2)必要面積		(2)必要面積	
		備蓄倉庫	○ 支援活動とそれを行う職員のための資材・食糧を蓄えておくための備蓄倉庫を設置する。						【職員比】 平均0.05㎡/人					

基本構想答申素案に定義した整備方針				1. 各基準等にもとづく算定方法 (1)～(4)				2. 機能ごとに算定方法を採用した事務局想定面積						
役割	基本方針	機能	整備方針	(1)	(2)		(3)		(4)		B案(本庁舎建替+分庁舎建替)		C・D案(一括移転)	
				現状	現在の状況および課題等を考慮した必要面積		国基準		類似人口規模の他市平均		(1)～(4)のうち採用した算定方法	面積		(1)～(4)のうち採用した算定方法
面積	考え方	面積	考え方	面積	考え方	面積	考え方	面積	採用した算定方法	本庁舎		分庁舎	採用した算定方法	
その他	⑯電気室・機械室等		○消防法に基づく非常用電源に加え、72時間連続運転可能な『非常用発電機』を設置する。	1,476	○職員増に対応して拡大 ・本庁舎勤務職員の増大分拡張する(1,300人→1,600人=1.2倍)		【国交省】 ○電気室(共用部分を除く庁舎規模ごと) 5000㎡～:210㎡ 15000㎡～:330㎡ 20000㎡～:380㎡		【職員比】 平均2.0㎡/人		(3)国基準(国交省) ※電気室のみ庁舎部分に配置(その他は地下等) ※庁舎の分散により重複設置		(3)国基準(国交省) ※電気室のみ庁舎部分に配置(その他は屋外等)	
	⑰給湯室、更衣室、守衛室など			2,667 (ピロティ等除くと1,770㎡)	○職員増に対応して拡大 ・本庁舎勤務職員の増大分拡張する((ピロティ等部分除く1,770㎡×1.2倍)		【総務省】 ⑰会議室面積を含む		【職員比】 平均3.7㎡/人		(2)必要面積		(2)必要面積	
合計				23,001										

※庁舎建物外又は地下に設置するもの

① 基本構想答申素案に定義した整備方針				③ 各基準等にもとづく算定方法 【ア】～【エ】				② 機能ごとに算定方法を採用した事務局想定面積						
役割	基本方針	機能	整備方針	【ア】	【イ】		【ウ】		【エ】		B案(本庁舎建替+分庁舎建替)		C・D案(一括移転)	
				現状	現在の状況および課題等を考慮した必要面積		国基準		類似人口規模の他市平均		(1)～(4)のうち採用した算定方法	面積		(1)～(4)のうち採用した算定方法
面積	考え方	面積	考え方	面積	考え方	面積	考え方	面積	採用した算定方法	本庁舎		分庁舎	採用した算定方法	
I 市民サービス	1. 利用しやすい庁舎	④駐車場(来庁者)	○条例にもとづく基準台数を確保した駐車場を整備する。	55台 (周辺駐車場合計114台)	①現在の本庁舎駐車場の利用状況より ・本庁舎配置の部署は73課・室 ・ピーク時の利用率 約100%(114台) ・ピーク時の入庫まち台数 平均11台 ・必要台数⇒114台+11台=125台 ②新庁舎の利用者数(想定) a) 現本庁舎 約2,500人/日 b) 統合するその他の庁舎 約300人/日 a+b=新庁舎の利用者数=約2,800人/日 ・新庁舎の利用者数は、庁舎の統合で現本庁舎の1.1倍(2,500人→2,800人) ○庁舎の統合による利用者増を見込み、新庁舎に必要な駐車場台数 合計 125台×1.1⇒140台		なし		【人口比】 平均7.3台/万人		(その他) 宅地開発条例にもとづく基準台数を確保する (新本庁舎 (新分庁舎		(その他) 宅地開発条例にもとづく基準台数を確保する (ただし、敷地によゆうがあることから1.2倍を確保)	
III 防災拠点	5. 安心安全な庁舎	雨水貯留施設	○災害時の生活用水および飲料水確保のため、雨水貯留施設および飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する。	-	○宅地開発条例による雨水調整施設の設置流出抑制値1,150㎡/ha×3ha ⇒ 1,150㎡×3mの貯留槽		なし		【職員比】 平均0.04㎡/人		(2)必要面積 ※敷地面積が小さくなることにより小規模で可能		(2)必要面積	
		耐震性貯水槽		-	○支援事務従事者の3日分の飲料水 ・支援事務従事者1,000人×3日×3リットル ⇒3㎡×3mの貯水槽		なし				(2)必要面積		(2)必要面積	
その他	電気室・機械室等			-			【国交省】 ○機械室(共用部分を除く庁舎規模ごと) 5000㎡～:830㎡ 15000㎡～:1520㎡ 20000㎡～:1870㎡				(3)国基準(国交省) ※機械室設置スペース(地下等) ※庁舎の分散により重複設置		(3)国基準(国交省) ※機械室設置スペース(屋外等)	